

株式会社ウェンティ・ジャパン
「(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

平成26年10月31日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ウェンティ・ジャパンに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県潟上市及び秋田市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 44,000~60,000kW(11~22基程度)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年 8月 8日
環境大臣意見受理	平成26年10月 3日
経済産業大臣意見	平成26年10月31日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ウェンティ・ジャパン
「(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

1. 総論

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済み、環境影響評価手続中又は事業計画段階であることから、これら風力発電所のうち本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、明らかになっている情報だけでなく、今後他事業者との情報共有・情報収集に努め、そこで得られた情報も考慮した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時の騒音に係る影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき調査及び予測を行い、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、住居等への環境影響を回避、低減するよう、可能な限り住宅等から離隔すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、供用時の風車の影に係る影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について調査及び予測を行い、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、住居等への環境影響を回避、低減するよう、可能な限り住宅等から離隔すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、既存文献において、ヒシクイやマガン等のガンカモ類やオオタカやミサゴ等の猛禽類等の生息が確認されている。さらに、事業実施想定区域の北側においては、マガン等のガンカモ類の集団渡来地（越冬地・中継地）となっている「八郎潟調整池」が存在していることから、重要な鳥類の生息及び渡りへの影響等が懸念される。

このため、重要な鳥類に対しての重大な環境影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。

(4) 生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺の大部分を占めているクロマツ林内には低湿地帯、海岸部、草地などの環境も含まれており、それらに依存する希少な種が生息・生育する可能性もあることから、当該環境への影響を回避又は極力低減すること。また、事業実施想定区域のクロマツ林が飛砂防備保安林及び防風保安林に指定されていることから明らかであるように、事業実施想定区域は日本海からの卓越風の影響を強く受けている。このことから風力発電設備等の設置のためにクロマツ林を伐開すると、風の吹き抜けや、新たに生じた林縁部分から強風や乾燥等の害による、クロマツ林の劣化が生じるおそれがある。

このため、事業計画の検討に当たっては、無立木地や既存道路を活用すること等により、大規模な地形の改変やクロマツ林を新たに伐開する面積を極力低減し、新たに生じる林縁部分や切土・盛土法面等が最小限となるようにすること。